

八戸市農業委員会3月総会議事録

日時：令和7年3月10日（月）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19名中19名

1番 坂本 俊之 出	2番 澤向 敏一 出	3番 内沢 豊 出	4番 外館 政博 出
5番 明戸 政勝 出	6番 坂下 国男 出	7番 馬場 豊 出	8番 松橋 剛志 出
9番 森 光男 出	10番 中村 正記 出	11番 阿達 福壽 出	12番 三浦 豊 出
13番 田名部 浩 出	14番 谷地 秀典 出	15番 木村 武美 出	16番 寺沢 和則 出
17番 加藤 浩幸 出	18番 籠田 悦子 出	19番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22名中19名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 出	3番 河原木 一実 出	4番 在家 寛人 出
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 出	7番 赤坂 力雄 出	8番 永田 章彦 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 梅津 孝敏 出	14番 橘 由正 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 岩崎 聖山 欠
17番 谷川 幸雄 出	18番 西 国彦 出	19番 松石 香織 欠	20番 上明戸 桂 出
21番 村上 正人 出	22番 森 庄次郎 欠		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文、
主査 風張 陶子、主事 妻神 一誠、主事 工藤 悠万、主事 栗村 朋佳

会長 皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。

会長 はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長 事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、岩崎推進委員、松石推進委員、森庄次郎推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長 次に、本日の議案のうち、議案第13号、令和6年度第12号八戸市農用地利用集積計画の決定につきまして、森光男農業委員が当事者となっている事案がございます。

森光男農業委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長 それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、坂本 俊之委員の御発声が続いてお願いいたします。

【憲章唱和】

松橋事務局長 ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長 本日は御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。毎年のように3月の総会では東日本大震災の時の事を忘れないようにとお話しておりますが、災害は地震、津波だけでなく、大雨、今年は大雪もありました。そして、今回大船渡市の山火事のように色々な災害が身近に頻繁に起こるようになってき

ているなど感じております。いつ災害に遭うか分からない中、自分に何ができるかということも考えながら、報道を観ているところです。また、災害を観て、今年には災害が多い年になるのではないかという話も聞こえてますので、とにかく今年が安全に安心して暮らせる年になるようにと深く深く願い、思うところがございます。

それでは本日の議事につきましても、慎重に御審議いただきますようお願いいたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、1番 坂本 俊之 委員、6番 坂下 国男 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 11 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局の渡部から、令和7年度最適化活動の目標の設定等について御説明いたします。A4縦で右上に総会資料別冊とある両面印刷の資料を御覧ください。

農業委員会では、毎年度、最適化活動に係る目標を設定することが国の通知で定められております。

令和7年度最適化活動の目標の設定等について事務局案を作成いたしました。それでは資料の1ページを御覧ください。

I、農業委員会の状況については令和7年4月1日現在のもので、1 農業委員会の現在の体制における委員の任期・定数等を記載しております。

2、農家・農地等の概要では、主に2020年農林業センサスに基づき経営体・農業者の数を記載し、ページ一番下の耕地面積は、直近の政府統計調査に基づいて記載しております。

次に2ページをお開きください。

II、最適化活動の目標 1、最適化活動の成果目標の(1)、農地の集積についてのところ、①、現状及び課題の現状は、これまでの集積面積1,069.8ha、集積率22.5%となっております。②、目標は、農業委員会が定める「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で設定した内容とすることが国の通知で定められております。当農業委員会の指針では、令和12年度末で90%の集積率を目標としています。令和7年度の目標は、新規集積面積が535.7ha、今年度末の集積面積(累計)が1,605.5haで、これらは指針での令和12年度末の目標面積を年割し、算定しております。

次に、(2)、遊休農地の解消の①、現状及び課題ですが、直近の状況として1号遊休農地面積119.3ha、うち緑区分73.9ha、うち黄区分45.4haとなっております。②、目標のうち、ア、既存遊休農地の解消の各項目の数値は、国の通知により、令和8年度まで固定の数字を記載するもので、前年度と変更ありません。イ、新規発生遊休農地の解消は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地1.7haを解消目標面積としております。

続いて3ページを御覧ください。

(3) 新規参入の促進のところ、①、現状及び課題の現状は、直近3年度の数

値でございます。②、目標は、新規参入者が農地の借入れ等を希望する場合にあつせんできるように所有者から内諾を得ておくもので、直近3年度における権利移動面積の平均の1割にあたる6.52haとしております。

次に、2、最適化活動の活動目標でございますが、(1)、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、全委員が1人当たり月に6日の活動を行うこととしております。1年間の活動日数を月平均換算したとき6日となるようにということですが、少なくとも月1日以上委員活動実施をお願いいたします。

次に、(2)、活動強化月間の設定目標については、国からの通知により3か月以上を設定するとされていますので、昨年度と同様に取組時期は9月・1月・2月の計3回、取組項目と強化月間の内容は記載のとおりとしております。

最後に、(3)、新規参入相談会への参加目標については、現時点で八戸市内や三八地区内等で開催される相談会の詳細が未定のため、参加回数1回を目標として設定し、今後、開催情報が分かり次第、委員の皆様へ情報提供いたします。

事務局案の説明は以上ですが、この目標は毎年度公表することとされております。本日の総会で承認いただいた目標を、青森県農業会議へ送付し、確認を受け、たうえで4月末までに市ホームページに掲載し、併せて県知事へ報告する予定でございます。県農業会議による確認により、内容に大幅な変更が生じた場合は、4月総会で修正内容について改めて御説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第12号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

梅津委員

梅津から報告いたします。去る2月27日、内沢農業委員と市庁別館5階会議室Aにおいて、番号5番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条5番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約30m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は13年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、管理機2台、トラクター、軽トラック、田植機各1台を所有しております。また、刈り取り用の農機具は保有しておらず、知人農家に作業委託しているとのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

木村(弁)委員

木村から報告いたします。去る2月27日、坂本農業委員と市庁別館5階会議

室Aにおいて、番号6番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条6番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人は令和6年4月に田を労力不足のため売却しております。通作距離は約2km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン、3tトラック各1台を父親から借用するとのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

村上委員

村上から報告いたします。去る2月27日、内沢農業委員と市庁別館5階会議室Aにおいて、番号7番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条7番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻、そばです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は、字下頃巻沢は約50m、字蒼前下は約200m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化は、字下頃巻沢はあり、字蒼前下はなし、休耕地・山林地は、字下頃巻沢はなし、字蒼前下はありです。農業経験は70年で、地域農業への影響はありません。

ん。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、動力散布機、田植機、コンバイン各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上野委員

上野から報告いたします。去る2月27日、坂本農業委員と市庁別館5階会議室Aにおいて、番号8番を調査してまいりました。資料の2ページをお開き願います。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。申請地2筆のうち、面積216㎡の田の現況が道路となっておりますが、耕作用の通路として利用されているため、農地法施行規則第29条第1号、農地転用の制限の例外に該当しております。

3条8番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、いここです。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、大根です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約5km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女1人で、うち兼業者は男2人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター、2tトラック、草刈機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

木村（弁）委員

再び木村から報告いたします。去る2月27日、坂本農業委員と市庁別館5階会議室Aにおいて、番号9番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積

は資料に記載のとおりです。

3条9番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は、令和4年4月に田と畑を渡人の要望のため、令和5年3月に田を規模拡大のため取得しております。通作距離は約2km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は38年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラ各3台、コンバイン2台、田植機1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

三浦（勝）委員

三浦から報告いたします。去る2月27日、内沢農業委員と市庁別館5階会議室Aにおいて、番号10番を調査してまいりました。

この案件は営農型太陽光発電事業に関連するものでございます。申請地では、既に営農型太陽光発電設備が設置されておりますが、従前の賃借人において、本年1月に賃貸借の合意解約の手続きが取られたことから、今回申請する賃借人が引き続き事業を行う為の申請となります。なお、太陽光パネルの支柱部分の一時転用許可につきましては、今月申請される予定となっております。

それでは、調査した内容について報告いたします。賃貸人の住所、氏名、年齢、及び賃借人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条10番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、14年間の賃貸借です。申請理由は、賃借人は営農型太陽光発電を行うため、賃貸人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における賃借人の作付計画は、ブルーベリーです。申請者の過去3年間における農地の

取得・売却事例は、ありません。通作距離は約1 km、耕作道あり、賃借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は33年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女1人で、うち兼業者が男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、耕運機、チェーンソー各1台を父親から借用するとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

会長

次に、日程第4、議案第13号、令和6年度第12号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、森委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、森委員は退室をお願いいたします。

(森委員退室)

会長

それでは、森委員が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から、議案第13号、令和6年度第12号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページを御覧願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借50件、使用貸借22件の計72件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手20名、貸し手72名で、利用権設定面積は、合計334,270.75㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、まず、森委員が関係する事案を御説明いたします。

資料の4ページをお開き願います。

利用集積7番

番号7番、利用権の種類及び内容は、大豆、長いも、ごぼうを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額60,000円でございます。

公告年月日は、令和7年3月14日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

森委員の入室をお願いいたします。

(森委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。

風張主査

引き続き、事務局の風張から御説明いたします。資料の3ページにお戻り願います。

利用集積1番、2番

番号1番と番号2番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費及び10a当たり年間乾籾30kgでございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、根菜類を作付けするために、3年間使用賃貸借するものでございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額70,000円でございます。

利用集積5番

番号5番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用賃貸借するものでございます。

利用集積6番

番号6番、利用権の種類及び内容は、葉たばこを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額302,500円でございます。資料の4ページをお開き願います。

利用集積8番～20番

番号8番から資料6ページの番号20番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用賃貸借するものでございます。資料の6ページをお開き願います。

利用集積21番

番号21番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸

借するもので、賃借料につきましては、年間総額 15,000 円でございます。

利用集積 22 番

番号 22 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 23 番

番号 23 番、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 3,500 円でございます。

利用集積 24 番

番号 24 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。資料の 7 ページを御覧願います。

利用集積 25 番

番号 25 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年 10 か月間使用貸借するものでございます。

利用集積 26 番

～31 番

番号 26 番から資料 8 ページの番号 31 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号 26 番と番号 27 番は、長いもを作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 35,000 円でございます。番号 28 番は、にんじん、大豆を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料は年間総額 33,000 円、番号 29 番は、にんじん、大豆を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料は年間総額 200,000 円、番号 30 番は、にんじん、大豆を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料は年間総額 80,000 円、番号 31 番は、にんじん、大豆を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料は年間総額 30,000 円でございます。

利用集積 32 番

番号 32 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

番号 33 番から資料 15 ページの番号 72 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積 33 番、

34 番

番号 33 番と番号 34 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、9 年 9 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 7,600 円でございます。

- 利用集積 35 番 番号 35 番、利用権の種類及び内容は、りんごを作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 5,000 円でございます。資料の 9 ページを御覧願います。
- 利用集積 36 番
～60 番 番号 36 番から資料 13 ページの番号 60 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 36 番は 10 a 当たり年間 7,700 円、番号 37 番は 10 a 当たり年間 10,800 円、番号 38 番から番号 43 番までは 10 a 当たり年間 10,000 円、番号 44 番は年間総額 9,600 円、番号 45 番は年間総額 10,600 円、番号 46 番は年間総額 13,200 円、番号 47 番は年間総額 10,500 円、番号 48 番は年間総額 6,400 円、番号 49 番は年間総額 9,600 円、番号 50 番は年間総額 6,100 円、番号 51 番と番号 52 番は 10 a 当たり年間 10,000 円、番号 53 番は 10 a 当たり年間 8,000 円、番号 54 番から番号 56 番までは 10 a 当たり年間 10,000 円、番号 57 番は 10 a 当たり年間 8,000 円、番号 58 番から番号 60 番までは 10 a 当たり年間 10,000 円でございます。
- 利用集積 61 番
～70 番 番号 61 番から資料 15 ページの番号 70 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 61 番から番号 65 番までは、6 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 10,000 円、番号 66 番は 4 年間使用貸借、番号 67 番は 3 年間使用貸借、番号 68 番と番号 69 番は、4 年 3 か月間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 10,000 円、番号 70 番は 3 年間使用貸借するものでございます。
- 利用集積 71 番 番号 71 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、6 年 4 か月間使用貸借するものでございます。
- 利用集積 72 番 番号 72 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2 年 8 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 10,000 円でございます。
- 公告年月日は、令和 7 年 3 月 14 日を予定しております。
- 以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第14号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

坂本委員

坂本から報告します。去る2月27日、内沢委員と市庁別館5階会議室Aにおいて、番号2番を調査してまいりました。資料の17ページをお開き願います。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5条2番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和7年3月25日から令和7年8月30日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、青森県立八戸商業高等学校から北東側約800mに位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地です

が、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6
会長 次に、日程第6、議案第15号、令和7年度農作業標準賃金の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

妻神主事 それでは、事務局妻神から御説明いたします。

別冊となっております、議案第15号、令和7年度農作業標準賃金の決定についての資料を御覧願います。

令和7年度農作業標準賃金につきましては、2月総会の協議案件において概要

を御説明いたしまして、委員の皆様から2月21日まで意見を募集していただきました。委員の皆様から頂いた意見等も踏まえて、案を提出しております。

2月総会でも説明しておりますが、標準賃金につきましては、農作業に係るパート雇用や農業機械を伴う受託や委託の料金の参考として毎年定めておりますが、あくまで参考として定めるものですので、実際に作業を依頼する場合は、ほ場の条件や作業範囲、消耗品の取扱いなどの諸条件について、事前に当事者間で十分に協議して決定して下さるようお願いしているものです。

それでは、標準賃金の案について御説明いたします。

資料1ページの表は、左側から順番に、作業名、標準単位、標準賃金や料金を記載しております。

「1. 農作業労働賃金」は、農作業を依頼した際の一人8時間当たりの賃金を記載しているものです。この労働賃金のうち、米印1と表記しているところですが、青森県の最低賃金が1時間当たり953円となっておりますので、1日8時間労働とし、最低賃金を上回る額として7,700円としております。米印2と表記しております果樹剪定作業につきましては、一般作業の1.5倍となるよう、資料一番下の計算式のとおり計算し、11,500円としております。

なお、これらの米印は、公開する際には記載しないことを申し添えます。

「2. 農作業受委託料金」は、農作業に係る機械代、運転手代、燃料代などを含めた農作業の受託や委託の料金を記載しております。

この受委託料金は今年度の金額に令和6年の最低賃金の上昇率である6%を加えた額で記載しております。

資料2ページは、過去10年間の青森県最低賃金の推移、及び軽油とレギュラーガソリンの店頭現金価格の推移となっております。

資料3ページは、当市の過去10年間の農作業標準賃金の推移となっております。

資料4ページ、5ページは、青森市や弘前市など、県内の主な市とおいらせ町の比較表となっております。

資料6ページ、7ページは、三戸郡各町村の比較表となっております。

資料 8 ページは、東北 6 県庁所在地の令和 6 年度の農作業標準賃金比較表となっております。

2 ページ以降の資料につきましては、6、7 ページには三戸・田子・南部の 3 町の令和 7 年の内容を追記しておりますが、それ以外は前回と同じものを添付しております。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

谷地委員

乾燥のところで 60kg、820 円とあるが、これまで 1,400 円だったのが、820 円というのは間違いではございませんか。

妻神主事

昨年まで、乾燥・調整という 1 つの項目として 1,400 円で記載しておりましたが、来年度から乾燥・籾摺、それぞれに分けて記載をさせていただいております。

松橋委員

乾燥だけでも 60kg、大体 1,400 円でやってると思います。私は少ししかやってませんが、よその人だとその位でやっているかと思います。今まで、乾燥・調整というのは、乾燥だけのことだと私は理解していました。よその人も、乾燥だけのことだと思い込み、籾摺を頼まれた場合に備えて、項目を追加して載せてほしいということで提案したつもりなのですが。

渡部 G L

乾燥と籾摺を合わせてと考えていましたが、乾燥は大体 1,400 円ということですよ。籾摺をする場合は、また別というかたち。乾燥と籾摺を合わせて、十和田市等を参考にして合計した金額が大体同じになるように設定しました。十和田市は乾燥だけで 1,040 円、八戸市は 1,400 円と高いんですけど、乾燥は乾燥で、最低賃金が上がった分の 6% 上昇をすべての単価に掛けてお示ししておりますが、乾燥だけで 6% 上昇に修正、籾摺は別で算出した方がいいということですが、よろしいでしょうか。数字について

ては、後日御報告になりますが、それでもよろしければそのように対応致します。

松橋委員

皆さんから聞いて実情に合わせて、十和田市ではそうかもしれないけど、八戸市内ではどのくらいでやっているのか聞いてみてはいかがでしょうか。

渡部GL

基本は去年よりも上げるというのは当然、その傾向にあると思うので。去年、乾燥だけで1,400円だったものを6%上昇させる。籾摺は、それとは別に項目建てをするということで、後日報告になりますが、それでもよろしければ、この事務局案について、今日御承認いただければと思います。

松橋委員

籾摺がいくらなのか、私やったことがないので、分からない。

会長

今まで乾燥・調整という表現をしていたので、それを分けて下さい。というのが御意見でしたよね。

松橋委員

米農家から聞いたこととして、乾燥・調整という項目であれば、乾燥だけの人もいれば、玄米だけの人もあるので、分けてほしいということです。

会長

今までの乾燥・調整というのは、例えば、14.5%にして乾燥を請け負うことを指すものだと思います。

松橋委員

乾燥・調整といっても、おそらく、乾燥だけと捉えてやっていて、籾摺は別でお互いに協議して値段設定してやっていたと思います。

会長

今までは、籾摺という項目はなかったけど、新しい項目として籾摺という項目を載せるということですね。籾摺代をいくらにするか。そうすると、新しく基準を作らなければならないですね。

寺沢委員 館地区ですが、コンバインで刈って、乾燥させた値段のことで、乾燥が終わったのを出すのはまた別料金です。

会長 調整というのは、玄米まで擦るといことでしょうか。

寺沢委員 そうです。

会長 乾燥は 1,400 円、粳摺も 1,400 円でしょうか。

寺沢委員 粳摺が 1,400 円かは今わかりませんが、別料金です。

松橋委員 上村委員みたいに、実際にやっている人もいますので、参考意見として御発言いただくのはいかがでしょうか。

会長 ただいまの松橋委員からの御提案について、上村委員の発言を許可致します。

上村委員 今、カメムシ等が非常に多いので、皆さん色選をかけると思いますが、乾燥での燃料が高くなっているということで、私のところでは、乾燥 60kg 当たり 1,600 円、粳摺、調整、袋詰め、紙代入って、1,200 円もらってます。

会長 確認します。乾燥で 1,600 円、粳を玄米に加工するのが、別の作業として 1,200 円ということですね。

上村委員 色選と計量もしてです。最終工程まで。出荷できる状態まで。

赤坂委員 それは、容器も入ってですよ。

上村委員 はい。

赤坂委員

そういうことですね。

会長

精米を営んでいる方の参考として情報をいただきました。乾燥が1俵 60kg 当たり 1,600 円、籾摺、玄米までの加工が袋代も含めて 1,200 円。乾燥と籾摺を2つに分けるということで皆さんよろしいでしょうか。あとは、それぞれの金額が決まればよしということで。乾燥が 1,400 円で来ましたけれども、これに上昇率を掛けるということでよろしいでしょうか。

赤坂委員

一旦、乾燥という項目と籾摺という項目と容器代という項目を整理して、ライスセンターとか、ビジネスにされている方の意見を聞きながら、擦り合わせした方がよろしいのではないかと思います。

渡部GL

4月に公表という決まりがあるのかないのかを確認して、時間に余裕があれば、今後、御意見いただいたものを勘案して定めたいと思います。一旦、お預かりします。

馬場職代

乾燥という作業と調整という作業の捉え方が違うのかなと話を聞いてて思いました。

赤坂委員

このような問題があるのであれば、きちんと調整しないと、来年度も同じ問題が出てくることになると思います。

馬場職代

乾燥と調整という作業は、皆さんどのようなものを指すのでしょうか。

赤坂委員

私の感覚からすると、籾を 14.5%まで落とす。そこまでやるのが乾燥。籾摺は籾摺で別。連続する作業だと思いますが。

渡部GL

確認しましたが、4月1日に必ず公表しなければならないという縛りはござい

ません。ただ、早い段階でお示しする必要がございます。今回、糲摺と乾燥を合わせて1,500円になっております。ここを前回の総会で糲摺を分ける必要があるのではという御意見があったので、疑義が生じておりますが、昨年度と同じく、乾燥・調整という項目で、1,500円として公表させていただいて、項目建てについては、また来年度、精査をしてお示しさせていただきたいと思います。よって、1,500円ということで、乾燥・調整という1つの項目で御承認いただければと思います。

会長

表現とすれば、令和7年度は乾燥・調整という今までの項目のまま公表します。そして、次の提案時に再度、様々な御提案をいただき、いい方向でまとまればいいと思います。

会長

その他御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。
委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第7

会長

次に、日程第7、報告第10号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、相続等届出の2月分でございます。資料の19ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等6番～21番

今回の届出は、資料19ページの番号6番から資料24ページの番号21番までの計16件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、資料22ページの番号16番の一筆が賃借権、その他は所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料23ページの番号18番は有り、その他は無しとなっております。いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第8

次に、日程第8、報告第11号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地

日程第9

転用届出について、及び日程第9、報告第12号、農地法第5条第1項第6号の

会長

規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の2月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の27ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでござ

ございます。

4条1番

番号1番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の29ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条8～10番

番号8番、番号9番、番号10番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条11番

番号11番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条12番

番号12番、転用目的は敷地拡張でございます。

5条13番

番号13番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条14番

番号14番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条15番、16番

番号15番、番号16番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条17番

番号17番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条18番

番号18番、転用目的は通路でございます。

5条19番

番号19番、転用目的は駐車場でございます。

次ページを御覧願います。

5条20番

番号20番、転用目的は葬祭場1棟建築でございます。

5条21番、22番

番号21番、番号22番、転用目的は駐車場でございます。

次ページをお開き願います。

5条23番～25番

番号23番、番号24番、番号25番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページを御覧願います。

5条26番

番号26番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 10

次に、日程第 10、報告第 13 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 2 月分でございます。資料の 35 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 5 番

番号 5 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 7 年 3 月 14 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時50分)